

令和 5 年度富士見市地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針

1 趣旨

富士見市が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者、第一号訪問事業者及び第一号通所事業者、居宅介護支援事業者（従業者等含む。以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対する指導・監査の実施について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）、富士見市指定地域密着型サービス事業者等に係る指導並びに監査実施要領（平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日市長決裁）に定めるもののほか、計画的、効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 指導の方針

指定地域密着型サービス事業者等の指導は、利用者本位のサービスが提供されているか、介護サービスの質が確保されているか、適正な保険給付が確保されているか、指定基準は遵守されているか、また、高齢者虐待の防止及び個人情報の保護に関して法律等に基づいて適切な措置を講じているか、などの観点から、指導に重点をおいて実施する。

ただし、重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑いがある場合には、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から、速やかに監査を実施するものとする。

なお、指導に当たっては、「介護保険施設等の指導監督について」（令和 4 年 3 月 3 1 日老発 0 3 3 1 第 6 号）を参照するものとする。

3 指導の対象サービス及び実施方法

本年度の指導対象サービス及び実施方法は、下表のとおりとする。

サービスの種別（介護予防含む）	指導実施方法
通所介護と一体的に実施している 第一号通所介護（通所型介護相当サービス） 訪問介護と一体的に実施している 第一号訪問介護（訪問型介護相当サービス）	書面指導を実施する
小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援	運営指導を実施する

4 指導の重点事項等

本年度の指導にあたっては、指定地域密着型サービスの人員・設備及び運営に関する基準等の遵守及び適切な介護報酬の請求事務についての指導の徹底を図ることとし、指導の重点事項及び指導目標・指導項目等を次のとおり定め実施する。

（1）適正な運営の確保

- ①人員配置及び勤務体制の確保
- ②苦情、事故、感染症、食中毒、災害への対応
- ③必要な設備の確保

（2）介護報酬の算定及び取り扱い

- ①人員基準の確認
- ②各種加算要件の確認
- ③その他減算に該当しないかの確認

（3）利用者本位のサービス提供及び介護サービスの質の確保

- ①適正なサービスの提供
- ②契約の締結、内容及び手続きの説明、同意、掲示
- ③運営規程の内容
- ④身体的拘束等の禁止徹底

5 監査の方法

監査は、次の基準に該当する事業所に対し実施するものとする。

- ①内部告発、利用者及びその家族などから情報提供を受けて、指定基準違反、不適正な運営又は不正な介護報酬の請求であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合
- ②これまでの指導の結果、さらに指導が必要と認められる場合
- ③複数の市町村から指定を受けていて、合同監査が必要と認められる場合
- ④その他特に監査が必要と認められる場合

6 監査実施の留意点

監査の実施にあたっては、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図るとともに、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払を早期に停止させるため、機動的な対応がとれるよう体制を整備しておくものとする。

令和5年度書面指導・運営指導実施予定

◎ 書面指導実施事業所

【第一号通所介護（通所型介護相当サービス）】

- ・ニチイケアセンター鶴瀬

【第一号訪問介護（訪問型介護相当サービス）】

- ・ニチイケアセンター富士見
- ・コープみらい富士見介護センター
- ・ニチイケアセンターみずほ台
- ・ニチイケアセンター鶴瀬

◎ 運営指導事業所

【小規模多機能型居宅介護】

- ・ニチイケアセンター鶴馬（やわらぎ）
- ・ひだまりの庭むさしの
- ・えぶりわん鶴瀬N i s i
- ・関沢みずほ苑

【居宅介護支援】

（ケアプラン点検も同時実施）

- ・居宅介護支援事業所 つなぐ
- ・スターケアプランワークス

別紙

給付適正化事業における居宅介護支援事業所等へのケアプラン点検について

<事業所選定>

1、運営指導と同時実施によるケアプラン点検

指定期間内に1回以上、点検を実施できるよう市内事業所より複数を選定する。

事業所名	点検実施方法
・居宅介護支援事業所 つなぐ ・スターケアプランワークス	ケアプラン事前提出による確認、並びに運営指導と同時実施による当日のプラン点検

2、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

令和4年9～令和5年8月の利用実績において、以下の①②ともに該当する事業所

- ① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
 - ② その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」である
- ※令和5年度は該当ありません。

3、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

(1) 令和4年9～令和5年8月の利用実績において、以下の①②ともに該当する事業所

- ① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
 - ② その利用サービスの6割以上が「通所介護（又は地域密着型通所介護）及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」である
- ※令和5年度は該当ありません。

(2) 令和4年9～令和5年8月の利用実績において、以下の①②ともに該当する事業所

- ① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
 - ② その利用サービスの6割以上が「訪問介護」及び「訪問看護」である
- ※令和5年度は該当ありません。

<被保険者の選定>

1、運営指導と同時実施によるケアプラン点検における選定

ケアマネジャーごとに被保険者1名を指定し、事前にケアプラン等を提出していただく。指定にあたっては、支給限度額に対するサービス利用の割合、国保連の適正化データ等を考慮する。それ以外で、利用実績において

- 1) 支給限度額を超えて利用している利用者
- 2) 訪問介護による通院介護利用者
- 3) 同居家族のいる世帯で、訪問介護による生活援助の利用者
- 4) 訪問介護を月12回以上利用者
- 5) 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅にて在宅サービスを利用している利用者
- 6) その他、処遇困難者等、ケアプランを確認してもらいたい利用者
- 7) 認定有効期間の半数を超えて短期入所を利用する者

に該当する被保険者を選別しておいてもらう。選別された利用者の中から数件、当日点検を行う。

2、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン点検における選定及び、

3、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検における選定

事業所ごとに被保険者1～3名を指定し、ケアプラン等を提出していただく。指定にあたっては、国保連の適正化データ等を考慮する。